

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年9月まで
② 昭和43年2月から同年10月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで
④ 昭和44年10月から47年3月まで
⑤ 昭和47年7月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしていないが、国民年金手帳に被保険者資格取得日が昭和38年7月21日と記載されていることから、A町の伯父（母の兄）が国民年金加入手続をしてくれ、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しており、申立期間③、④及び⑤については、国民年金保険料を納付した時期や金額等について記憶は定かでないが、私自身がB市の納付書により同市役所の窓口で納付した。

また、昭和44年1月ごろに、B市で就職し、私がB市役所で新規に国民年金への加入手続をし、その時、1年間の国民年金保険料を一括で納付したと思う。

さらに、申立期間⑤のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料はA町へ住所変更後に納付しているので、B市にいた期間の国民年金保険料が未納となっていることはおかしい。

なお、国民年金手帳は、2冊あったかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和48年1月から同年3月までの期間は、国民年金保険料は未納の記録となっているものの、申立人が所持する領収書及び社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、当該期間の国民年金保険料は、50年3月に納付されているこ

とが確認できる上、申立期間⑤は9か月と比較的短期間であり、その前後の期間の保険料はいずれも納付済みとなっていることを考慮すると、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、②及び③については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びB市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月及び48年5月の2回、いずれもB市において払い出されていたことが確認できるとともに、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であるものの、社会保険庁のオンライン記録により、40年10月から43年2月までの期間及び同年11月から44年1月までの期間の厚生年金保険被保険者期間は、平成2年5月10日に記録が追加されたことが確認され、この時期以前の記録では、申立期間①、②及び③はいずれも未納あるいは未加入の記録となっていたものと推認される上、申立期間①、②及び③の間のいずれの時期においても国民年金への切替手続を行ったこと、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年8月の時点において、申立期間①を含む38年7月から42年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号はいずれもB市において払い出されていることから、申立人の伯父が申立期間①及び②の国民年金保険料をA町において納付していたとする申立人の主張には不自然な点がみられる上、申立期間③については、国民年金保険料の納付期限を経過していることから、申立人は、B市の納付書により同市役所において保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間④については、申立人の最初の国民年金手帳記号番号が払い出された後の期間ではあるものの、上記の払出簿の申立人に係る記号番号欄に「45年4月25日C転出」と記載されていること、及び社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料が50年3月に納付された記録が確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が再度払い出された48年5月の時点までは申立期間④の国民年金保険料は納付されておらず、この時点においては、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、これらの申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は結婚後も国民年金に加入していなかったが、昭和 52 年 6 月に夫が会社を退職し、その 1 年ぐらゐ後に夫婦で一緒に国民年金に加入した。

昭和 53 年から 54 年ごろ、国民年金を納付してください、という内容の通知が来た。当時、A 市に住んでいたが、役所みたいな所に支払いに行き納付した金額は憶えている。窓口で支払った時に、なぜ支払わなければいけないのか聞いたところ、「この金額を支払わないと将来年金を受けることができませんよ。」と言われた。その際、領収書は受け取ったが、その後離婚した時に A 市の方に置いたまま九州の実家に帰ってきたので、現在、その時の領収書は無い。

申立期間の保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付しており、夫は納付済みと記載されているのに私は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の夫は、申立期間について、52 年 6 月から 53 年 1 月までの期間は過年度納付し、同年 2 月及び同年 3 月は現年度納付していることが確認できる。

また、申立人が、国民年金保険料の未納の通知に基づき納付したと主張する保険料の金額は、申立期間及び申立人の夫の過年度納付した期間の国民年金保険料額とほぼ一致する上、申立期間は 10 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私には国民年金保険料の未納期間は無いと思っていたが、平成 19 年 4 月に社会保険事務所長名で送られてきた通知では未納月数が「3」となっていた。何度も社会保険事務所へ確認に行ったが、昭和 50 年 1 月から同年 3 月分が未納であるということだった。申立期間が未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳により、申立人は昭和 50 年 1 月に国民年金任意加入被保険者資格を取得し、同時に付加保険料を納付する者となる申出をしていることが確認できるところ、国民年金に任意加入した上に付加保険料を納付しようとしていたにもかかわらず、加入当初の 3 か月間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金に任意加入した以降については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月 24 日に夫と一緒に国民年金の加入手続に行き、同時に国民健康保険の手続もした。昭和 44 年度まで夫は会社員で厚生年金保険に加入していたが、45 年度より自営業を始めた。商売も順調で経済的に問題は無かった上、私達夫婦の性格からして国民年金の加入手続をして、1 年間も保険料を納めないはずはない。

資料として提出した国民年金手帳の印紙検認記録には、昭和 45 年度及び 46 年度については両年度共に検認印がないのに、46 年度は納付となり 45 年度は未納扱いされている。この理由がどうしても分からない。

とにかく申立期間について納付したことは間違いないので記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人及びその夫の国民年金手帳により、申立人及びその夫は、昭和 45 年 4 月 24 日に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人は、申立期間以降 60 歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の昭和 46 年度及び 48 年度の国民年金保険料については現年度納付と記録されているにもかかわらず、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄の 46 年度及び昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間は、いずれも検認印が押されていないなど、申立期間当時、行政における国民年金の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月 24 日に妻と一緒に国民年金の加入手続に行き、同時に国民健康保険の手続もした。昭和 44 年度まで私は会社員で厚生年金保険に加入していたが、45 年度より自営業を始めた。商売も順調で経済的に問題は無かった上、私達夫婦の性格からして国民年金の加入手続をして、1 年間も保険料を納めないはずはない。

資料として提出した国民年金手帳の印紙検認記録には、昭和 45 年度及び 46 年度については両年度共に検認印がないのに、46 年度は納付となり 45 年度は未納扱いされている。この理由がどうしても分からない。

とにかく申立期間について納付したことは間違いないので記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人及びその妻の国民年金手帳により、申立人及びその妻は、昭和 45 年 4 月 24 日に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人は、申立期間以降 60 歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の昭和 46 年度及び 48 年度の国民年金保険料については現年度納付と記録されているにもかかわらず、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄の 46 年度及び昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間は、いずれも検認印が押されていないなど、申立期間当時、行政における国民年金の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 4 日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年 6 月 4 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、110 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 11 月ごろから 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 22 年 5 月 1 日から 24 年 12 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 18 年 11 月ごろに A 社 B 支店（現在は、同社 C 支店に統合）に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 19 年 10 月 1 日とされている。その日は軍隊に入営した日であり、同社同支店には以前から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を調べてほしい。

申立期間②については、外国に抑留されていた期間のうち、昭和 22 年 5 月 1 日から 24 年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 19 年 6 月 4 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社 C 支店が保管する厚生年金保険被保険者原簿によると、申立人が同事業所において継続して勤務していたことが認められ、かつ、社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同年 6 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が確認できる。

また、A 社 C 支店では、「申立人は技能職であった。また、当社が保管する厚生年金保険被保険者原簿等の記録から、昭和 19 年 6 月 4 日付けで申立人を厚生年金保険被保険者として資格取得の届出を行い、同年 6 月から

同年9月までの厚生年金保険料を申立人の給与から源泉控除していることが確認できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和19年6月の社会保険事務所の記録から、110円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和18年11月ごろから19年6月3日までの期間については、申立人は、A社B支店に上司として勤務していた者に関する記憶が明確でなく、当該上司の連絡先が不明であることから、申立人の当時の勤務状況等に係る供述を得ることができない上、A社C支店では、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等に関する資料は無いとしている。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立期間①のうち昭和19年6月4日より前の期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間②については、A社C支店が保管している厚生年金保険被保険者原簿では、申立人は、昭和19年6月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年5月1日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、同社が保管している社会保険管理カードでは、24年12月1日に新たに別の厚生年金保険被保険者記号番号により被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該事業所からは、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないとともに、当該期間においては、申立人は、外国に抑留中であったこと、並びに自身及び家族にも給与の支払が無かったことを供述している。

加えて、申立人は、申立期間①のうち昭和18年11月ごろから19年6月3日までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月16日から同年3月1日まで

A社C工場から同社B工場に異動した時の厚生年金保険の加入記録が1か月無い。

申立期間前後において、同一事業主の下で継続勤務しており、勤務期間に空白は無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社が保管している厚生年金健康保険被保険者台帳、申立人が所持する転勤辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和29年2月16日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和29年1月の社会保険事務所等の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年1月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年10月1日、資格喪失日に係る記録を44年1月12日とし、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月ごろから42年6月5日まで
(B社)
② 昭和43年5月ごろから44年1月12日まで
(A社)

申立期間①においてはB社で、申立期間②においてはA社で真面目に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことには納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚4人について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうちの3人が申立人が同社に在籍していたことを明確に記憶しており、i) 申立人の実弟は、運転免許を取得(昭和43年5月17日)して間もなく同社において勤務を開始し、昭和43年8月3日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していること、ii) 申立人の実弟は、申立人は自身より少し遅れて勤務を開始したと供述していること、iii) 申立人の実弟は、自身の辞職(被保険者資格喪失日は昭和44年1月12日)直後に申立人が辞職した

と供述していることから判断すると、申立人は、少なくとも 43 年 8 月 1 日から同社において勤務を開始し、44 年 1 月 12 日までは勤務していたものと認められる。

また、申立人及び前記同僚の一人が記憶する従業員数が 15 人前後であるところ、昭和 43 年 10 月 1 日時点における被保険者数とほぼ一致することから、事業主は、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる上、供述が得られた申立人と同じ技能工であった同僚 3 人（申立人の実弟を含む。）全員が被保険者資格を有し、過去に業務経験を有していない申立人の実弟が被保険者資格を取得していることから、他事業所における業務経験を有する申立人についても、被保険者資格を取得していたものと認められる。

さらに、複数の同僚から、「事業主は従業員を大事にする人であったので、従業員の全員を社会保険に加入させていたと思う。」との供述が得られている。

一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 8 月から同年 9 月までの期間については、上記のとおり勤務については推認できるものの、厚生年金保険料が控除されていない試用期間であったと認められ、同年 5 月ごろから同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が勤務していたことについての同僚等の有力な供述は得られず、また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、勤務実態が認められる昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 12 日までの期間のうち、43 年 10 月から同年 12 月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、当該期間において同じ技能業務に従事していた複数の同僚に係る社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は生死及び所在が確認できないため聴取することはできないが、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらず、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失の 2 回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していない

と認められる。

2 申立期間①について、申立期間①においてのみB社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚、及び社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認でき、申立期間①においても同社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①においても同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和42年6月5日となっており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿から名前が確認できた別の同僚が記憶する入社時期と被保険資格取得時期に約1年の遅れが確認でき、事業主は、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（申立期間当時の正式名称は、B社。A社を経て、現在は、C社D所）における資格取得日に係る記録を昭和21年11月13日、資格喪失日に係る記録を23年6月17日とし、標準報酬月額については、21年11月から22年5月までは90円、同年6月から23年5月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月13日から23年6月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同社を退職したときに一時金を受領したことも無いので記録が漏れたと思われる。C社D所発行の証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における仕事の内容を具体的に記憶しており、C社D所は、人事記録（工員台帳）により申立期間の在職が確認できたとして「在籍証明書」を申立人に交付していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたものと認められる。

また、複数の同僚が、A社には試用期間は無く、訓練施設卒業後1年間くらいの訓練期間があったが、訓練期間を含めて厚生年金保険に加入しており、正社員以外の従業員はいなかったと思うと供述しており、このうちの一人については、同人が記憶する訓練開始時期と被保険者資格取得時期は合致しており、当該被保険者資格取得日と同日に被保険者資格を取得している同年代の者が、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において

少なくとも 41 人確認できる上、41 人のうち、申立人と同様に被保険者資格取得後 2 年以内で資格喪失している同僚も 6 人確認できることから判断すると、同社は、試用期間を設けておらず、入社と同時に従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

さらに、C 社 D 所は、申立人は申立期間において正社員（本工員）として勤務しており、厚生年金保険料を控除していた旨を回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間において A 社における厚生年金保険被保険者記録を有する同年代の同僚の標準報酬月額の推移から、昭和 21 年 11 月から 22 年 5 月までは 90 円、同年 6 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、人事記録（工員台帳）において正社員として登録している以上給与から厚生年金保険料を控除し、同保険料を社会保険事務所にも納付したとしているが、これを裏付ける資料等は保管されておらず、社会保険事務所が保管する被保険者名簿において健康保険の整理番号の欠番も確認できない状況があり、事業主が正しく届出を行い、納付義務を履行したか否か判断し難いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月30日から10年1月1日まで

社会保険事務所にA社に関する厚生年金保険の加入記録を照会したところ、被保険者資格の喪失日が平成9年12月30日になっていた。同年12月末まで勤め、同年12月分の保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び同僚の供述により、申立人は、平成9年12月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる控除保険料額に基づく標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 19 年 2 月 1 日に、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和 17 年 8 月から 19 年 1 月までの期間の標準報酬月額については 50 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 5 月 12 日から同年 5 月 30 日まで
② 昭和 17 年 8 月 25 日から 19 年 2 月 1 日まで

申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務していた。昭和 18 年 8 月に、手術のため、C市にあったD病院で健康保険被保険者証を使用した記憶がある。また、同年 8 月半ばまでは会社の寮で生活しており、その後は実家から通勤していたと記憶している。

昭和 19 年 2 月 6 日からE海兵団に入団、同年 1 月末で急きょ退職したため、厚生年金保険関係書類はもらっていないので、60 年 6 月半ばごろにC市のF社会保険事務所（G社会保険事務所のことと思われる。）へ私の経歴を送り、年金手帳を再交付してもらったが、1年9か月勤務していたA社での厚生年金保険加入期間が2か月となっている。

昭和 20 年 4 月半ばごろ戦災に遭い、同事業所に係る資料は焼失したが、勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和 17 年 5 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 25 日に同資格を喪失しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の申立事業所における勤務に係る鮮明な記憶及び申立人

と同日に被保険者資格を取得している同僚は、申立人と一緒にA社に入社後、継続して勤務し、申立期間②においても業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを供述していることから、申立人が申立期間②において同社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、旧厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人と同日又は同時期に被保険者資格を取得している同僚5人の記録は、i) 申立人と同日に被保険者資格を取得し、同日に資格を喪失している二人の喪失年月日が、昭和17年8月25日を誤記として20年9月1日に修正されていること、ii) 申立人と同日又は17年7月28日に資格を取得している二人の喪失年月日が、18年1月1日を誤記としてそれぞれ20年9月1日及び18年8月1日（この同僚は同日に資格を再取得し、昭和20年10月31日に資格を喪失している。）に修正されていることが確認できる。

また、i)の二人のうちの一人は、昭和19年6月1日を資格取得日として新たな被保険者番号で別の旧厚生年金保険被保険者台帳が作成されていることが確認でき、元の旧厚生年金保険被保険者台帳に複数の確認印が押されていることから、同年6月1日以降、重複して被保険者資格を取得していた誤りに気付いた時点で記録を見直したものと考えられる。

このことについて、社会保険事務所は、「重複して被保険者資格を取得していたことが考えられる。申立人についても重複して被保険者資格を取得していたが、修正の際に漏れた可能性もないとは言えない。」との見解を示しており、修正の記載漏れ又は修正が行われた時期には既に退職していた申立人及び昭和17年6月9日に資格を取得している残る一人の同僚については、修正が記載されなかったと推認される。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められ、申立人が主張する昭和19年2月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、被保険者名簿及び旧被保険者台帳から確認できる直近の申立人の記録及び同僚の記録から、50円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿（事業所名は不明）において、申立人の氏名が記載され、その資格取得日は昭和17年5月12日、資格喪失日は同年5月30日とされていることが確認できるものの、同年1月1日から同年5月31日までの期間は、厚生年金保険法施行後の準備期間であり、保険料は徴収されておらず納付の必要も無かったため、事業主により給与から保険料を控除されることはな

かったものと考えられる。

このほか、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月22日から同年12月1日まで

私は、C社（A社を経て、現在は、D社）に昭和27年4月1日に入社し54年2月28日に退職するまで継続して勤務しており、その間、20年の永年勤続表彰も受けた。しかし、ねんきん特別便によると、同社E支店から同社B支店へ転勤になった時期（昭和29年11月22日から同年12月1日までの間）の厚生年金保険の加入期間に空白がある。この期間が未加入期間として社会保険庁の記録に残るのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の異動辞令及び永年勤続の表彰状、並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年11月22日にA社E支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和29年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年2月27日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に70万円ほどの給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額が28万円となっていた。記録の訂正について事業主から説明は無かった。社会保険関係の事務等は県外の本社で行っており、自分としては全く事情を知る立場ではなかったため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は53万円と記録されていたにもかかわらず、A社が適用事業所でなくなった日である平成5年2月27日から約2か月後の同年5月6日付けで、4年9月1日にさかのぼって28万円に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚も5年5月6日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から同年10月1日まで

昭和58年10月1日付けでA社B営業所から同社C支社に転勤となったが、その異動に伴い、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る事務手続上の過誤があり、同年9月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、A社本社が保管する人事記録及び申立人が所持する同社C支社の昭和58年10月分の給与明細書により、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和58年10月1日にA社B営業所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書及び社会保険事務所が保管する申立人の当該事業所における昭和58年7月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和58年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 55 年 12 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 55 年 12 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

時期は不明であるが、国民年金への加入手続は母親が行った。

加入手続が遅れたので、母親がそれまでの未納期間の国民年金保険料を何回かに分けてさかのぼって納付してくれた。

その後も、母親が A 郵便局で定期的に国民年金保険料を納付してくれており、未納期間が無いように保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所及び B 市 C 区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、申立期間①直後の昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、同年 4 月以降に数回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、同年 4 月に国民年金に加入するとともに、この時点において、さかのぼって納付することが可能な期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、昭和 59 年 5 月 2 日付けの領収印が押されている上記の領収済通知書には、納付期間が、当初 56 年 10 月から同年 12 月までの期間と記載されていたものが、申立期間②直後の 57 年 4 月から同年 6

月までの期間に訂正されるとともに、時効により納付期間を訂正した旨が記載されている上、納付期間の訂正により不足した保険料が59年5月29日に納付されたことを示す別の領収済通知書も確認できることから、この納付時点において、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和 35 年から両親が経営する店を手伝っており、実母に国民年金に加入するよう勧められ、A市役所の本庁又は出張所において加入手続きを行い、36年4月から国民年金保険料の納付を始めた。

納付方法は、実家の店に来られた集金人に実母の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。昭和 36 年4月から私と一緒に保険料を納付していた実母は年金を満額受給していたのに、私には未納記録があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において制度発足当時から国民年金に加入し、以後の国民年金保険料を実母とともに集金人に納付したと主張しており、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、当該国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市に転居する以前のB市（現在は、C市D区）において払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳の納付記録欄には、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料が、同年5月以降に一括して過年度納付されたことが記録されていることから、申立人は、同納付時期にA市において国民年金の住所変更手続きを行い、過年度納付が可能な国民年金保険料を納付するとともに、昭和42年度から国民年金保険料の現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び42年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月
② 昭和42年8月から同年10月まで

私は、平成19年8月31日に、社会保険事務所から昭和42年2月と同年8月から同年10月までの国民年金保険料の納付について、確認ができなかったと回答をもらったが、私は国民年金保険料や税金等を滞納したことは無い。

また、私は、申立期間当時はA市B区に住んでいたが、A市内に土地を所有する資産家で経済的にも余裕があったので支払っているはずだ。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年12月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①及び②ともに時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付状況の記憶は曖昧である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年12月まで

私は、A市で昭和46年1月に国民年金に任意加入した。48年6月に付加保険料のを知り、その月から定額保険料と付加保険料の納付を始めた。

昭和49年4月にA市からB町へ転居したが、その際、B町でも同じように付加年金の手続を行い、定額保険料と付加保険料を一緒に納付した。付加年金に加入した時から大変楽しみにしていたので、記録が消えていることが信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和48年6月にA市において付加年金への加入手続を行い、申立期間直前の49年3月まで定額保険料及び付加保険料を納付していたことは、社会保険庁のオンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、B町に転居した同年4月以降の申立期間については、定額保険料を納付した記録が確認できるのみで、付加保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、A市からB町へ転居の際、改めて付加年金の加入手続及び付加保険料の納付を行ったことについての記憶が明確ではなく、申立人の付加年金への加入及び付加保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の申立期間に係る付加年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 2 月に自営業を創業した際に、妻とともに国民年金の加入手続をして妻が毎月納付していたが、国民年金の加入時期と国民年金保険料の納付開始時期が 1 年ずれている。社会保険事務所では 36 年より強制加入だったと言われたが、それならば、私の年金手帳にも、20 歳になった時点の日付を書くのが本当ではないか。

国民年金保険料納付は妻に任せていたが、妻は大変^き几帳面で、市・県民税の納付にしても期限前に納める性格なので、国民年金保険料もきちんと納めていたはずだ。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に、申立人の妻と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 53 年 3 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 3 月分の国民年金保険料は過年度納付となるものの、申立人及びその妻から過年度納付をしたとの供述は得られない。

また、申立人は、申立期間以外に 7 期間の国民年金未加入期間が散見されることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていたとは言い難い上、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}である上、申

立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入していたので国民年金には加入していなかったが、昭和 53 年 2 月に夫が自営業を創業したので、今後は国民年金に加入しなければと思い夫とともに国民年金の加入手続をして毎月納付した。

私の性格では、絶対に国民年金保険料の未納はあり得ない。そのことは、市・県民税及び国税の納付状況を見てもらえれば分かる。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に、申立人の夫と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 53 年 3 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 3 月分の国民年金保険料は過年度納付となるものの、申立人及びその夫から過年度納付をしたとの供述は得られない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧である上、申立人及びその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかにが申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年1月まで

国民年金の加入及び納付等一切の事務を任せていた妻が平成20年1月に亡くなった後「ねんきん特別便」が届き、初めて抜けていた期間が分かった。

申立期間は、私が前の勤務先を退職し、独立してすぐのころである。当時、会社の事務管理を妻に任せており、国民年金についても私の分まで妻に任せていた。妻の年金履歴が示すように、毎月滞ることなく納付していたことに感心した。事業を立ち上げ妻に事務を任せる時、少々不安感があったが、国民年金の実績を見て、これならば大丈夫だと安心した。

それだけに、申立期間が未加入期間であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未納及び未加入期間が散見される上、申立人及びその妻の納付済み又は未納の期間が申立期間以外の期間においても大部分が一致しないことから、申立人の妻が申立人の保険料と一緒に納付していたとは考えにくく、申立期間について、申立人の妻が納付済みであることをもって、申立人も納付していたとは言い難い。

さらに、申立人及びその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入及び保険料の納付状

況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から52年3月まで
昭和44年5月に会社を辞めて自営の仕事をしていましたが、社会保険等に加入していなかったため、母が私の将来のことを考えて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間について保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「資格得 52.12 届」と記載されていることから、申立人の国民年金加入時期は、昭和52年12月と推認できるとともに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月9日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したと主張する申立期間当初の国民年金保険料の金額は、当時の国民年金保険料の金額と大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から42年2月まで

納付時期は記憶していないが、私は、A市B区C出張所から、国民年金保険料の納付期間が年金受給資格期間に足りないので、不足する期間の国民年金保険料を一括して納付するように通知があり納付した。その後、何年か経って、同出張所から、再度、前回と同様に不足する期間の国民年金保険料を納付するように通知があったので、納付した。前回、保険料を納付した時に、これでよいと言われたが、国民年金は25年納付しないと、年金の受給資格を取得できないとのことであった。保険料を納付した年月日は記憶していないが、同出張所の担当窓口にいた、小柄で丸顔の色の黒い女性が保険料を受け取った。私が「領収書をください。」と言ったら、その女性は「納付記録をコンピュータに入力するので、その必要はありません。」と返答した。現金で2回も国民年金保険料を納付しているので未納期間があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が第3回特例納付の実施期間中の昭和55年6月16日に36年4月から38年6月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料を特例納付した後、納付日は記憶していないものの、何年か経って再度、保険料を一括納付したと主張しているが、第3回特例納付の実施期間は、昭和55年6月30日までであり、同年6月16日の特例納付の後に再度、特例納付したとは考えにくい。

また、仮に申立人が申立期間に係る国民年金保険料を第3回特例納付により再度納付した場合、納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主

張する金額と大きく相違する。

さらに、申立人は、当該出張所において「国民年金は 25 年間納付しないと年金の受給資格を取得できない。」との説明を受けて、再度、国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料を 55 年 6 月 16 日に特例納付した時点で、60 歳に到達するまで国民年金保険料を納付すれば、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料の納付済月数は 300 月（25 年）となる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 11 月まで

私は、国民年金制度が発足してすぐの昭和 36 年に A 市（現在は、B 市）C 支所（当時）で国民年金の加入手続をしたが、当時の支所長は D 氏で、私の家の近所に住んでいたので親交があった。E 町では、女性で国民年金に加入する人はほとんどいなかったが、加入手続をした時に支所長が私の子供に「お母さんは、あなたが大きくなった時に小遣い^{おぼ}を上げなくていいように国民年金に加入するからね。」と言ったことを憶えている。

国民年金保険料は集金に来ていたが、その集金人がどこの人かは知らない。E 町には町内会があったが、ほとんどの人が国民年金に加入していなかったため、町内会の人ではなかったと思う。保険料の集金の時は、現金を渡すだけで特に何ももらわなかった。

加入手続をした時は、国民年金手帳をもらわなかったが、昭和 45 年 12 月に F 市に転出する時に A 市役所で転出手続をして、国民年金手帳をもらった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和 36 年に A 市 C 支所で加入手続を行い、その時の C 支所の支所長は、D 氏であったと主張しているが、B 市に照会したところ、「D 氏という職員は勤務していないが、38 年 4 月 10 日から 40 年 12 月 17 日までの期間に C 支所長として D 氏と名前が一字違う G 氏が勤務していた記録は確認できる。」と回答しており、申立人が 36 年に国民年金に加入したと主張する時期と一致しない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月 6 日に A 市において払い出さ

れていること、及び申立人は同年 12 月 1 日に同記号番号により任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立人は申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができなかった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 56 年 5 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から同年 11 月まで
② 昭和 56 年 5 月から同年 11 月まで

役所関係の手続はすべて決まりに従って行っているため、国民年金保険料も当然納付しているものと思う。

戸籍上の姓の字体は「A」であるが、国民年金手帳に記載されている姓の字体は「B」になっており、このことが国民年金保険料の未納記録に影響しているのではないかと懸念されている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等に関する申立人の記憶は明確でない上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親も、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況については記憶していないと供述しており、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人は、戸籍上の姓の「A」と年金手帳に記載されている姓の「B」との相違が国民年金保険料の納付記録に影響していると主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、「A」の姓で氏名検索を行った結果、この姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月までの期間及び 59 年 8 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月ごろ、A 市 B 区役所で国民年金に加入したところ、申立期間の国民年金保険料については、2 年間分の保険料をさかのぼって納付することが可能と言われ、C 社に勤務していた時に、自分で 1 か月分、時には 2 か月分の国民年金保険料を金融機関で数か月分納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえないことから、申立人が C 社に採用された同年 11 月の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人が申立期間のうち過年度納付の可能な国民年金保険料を納付した形跡もうかがえない。

また、申立人は、C 社に勤務していた時に、1 か月分、時には 2 か月分の国民年金保険料を数か月分納付していたと主張しているが、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等に関する申立人の記憶は明確でない上、A 市 B 区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に昭和 60 年 10 月に加入してから厚生年金保険に加入する直前の 61 年 2 月までの国民年金保険料の納付状況をみると、1 か月分の納付が 2 回、及び 3 か月分の納付が 3 回、いずれも現年度納付されていることが確認できることから、申立人は、60 年 4 月

から 61 年 2 月までの 11 か月分の国民年金保険料を 60 年 10 月の国民年金加入後に現年度納付していることをもって、申立期間の国民年金保険料を納付していると誤認している可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から50年3月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。
昭和45年の初夏にA市からB市C区（現在は、同市D区）に転居し、申立期間の国民年金保険料は、主に元妻が、私たち夫婦、両親及びE氏という従業員の分を、自宅又は経営していた店で集金人に3か月ごとに納付していた。B市に転居して、7年から8年間は、欠かさず保険料を納付した記憶があり、社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票により、申立人の家族がA市からB市に転居したのは昭和45年9月であることが確認でき、この時点では、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に60歳に到達しており、国民年金への加入事跡も確認できない上、申立人の母親は、36年4月から46年7月までの期間は国民年金保険料が納付済みである記録となっているものの、同年8月に60歳に到達した以降の期間については国民年金への任意加入した形跡も見当たらない。

また、申立人の元妻の国民年金手帳に係る国民年金印紙検認記録の昭和46年度及び47年度のすべての月の欄に検認印が押されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳の同欄には、検認印は確認できず、その右ページも切り取られていないことなどから、申立人の元妻が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、A市からB市に転居した後、A市役所の職員がB市の自宅を訪れた際に、父が私の国民年金保険料を納付していたことの記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したと供述しているが、申立人の父親から聴取したところ、「A市の職員に何らかの料金を支払った記憶はあるものの、それが国民年金保険料であったか否かは断言できない。」旨を供述している。

さらに、A市役所に照会したところ、「当市から他の市町村に転居した国民年金被保険者は、当市に居住していた期間の国民年金保険料を転居先の市町村で納付することが可能であり、当市の職員が転居先の市町村まで集金に行くことは考えられない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（厚生年金保険の適用事業所名は、B社。現在は、C社）に勤務した際の厚生年金保険被保険者期間が1か月間しか記録されていないことが分かったが、もっと長く勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたB社における同僚及び事業主の供述、事業所が保管している申立人の履歴書の作成日などから判断すると、申立人が昭和 54 年 11 月ごろから同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 55 年 2 月 1 日厚生年金保険被保険者資格取得、同年 3 月 31 日同喪失と記録されており、申立期間における申立人の記録は確認できない。

また、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届においても、申立人の被保険者資格取得日は昭和 55 年 2 月 1 日、同喪失日は同年 3 月 31 日と記録されており、社会保険事務所の記録と合致している上、同喪失届において「被証返納・退職」の記録が確認できる。

さらに、申立人は、「昭和 55 年 3 月にD社に入社し、最初の3か月間は見習期間で、6月から本採用となった。」と申し立てており、社会保険事務所の記録により、申立てどおり、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 55 年 6 月 1 日に取得していることが確認でき、当該見習期間と申立期間が一致している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で運転手として働いていた期間のうち、昭和 36 年 1 月から 37 年 4 月までの記録が無かった。36 年 6 月に仕事でB県に行った際の写真があり、ある程度経験が無いと運転手は任されないということから考えても、申立期間は勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のみにA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚二人が申立人が勤務していた記憶があると供述しており、また、申立人は、昭和 36 年 6 月に仕事としてB県に行った際の写真を所持していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても同社で勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 37 年 5 月 1 日、同喪失日は 41 年 2 月 14 日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「A社は年金手続はしっかりしている会社ではなかった。厚生年金保険に加入させている人や加入させていない人は居たと思う。自分の在職当時も、失業保険に加入させてもらえていないという問い合わせを何人からも受けた。また、昭和 30 年ごろから 13 年くらい勤務したはずだが、自分自身も、7 年ほどしか加入させてもらえていなかった。当時会社には、関係している運転手は

150 人くらい居たが、会社は日雇扱いで雇いたがっていた。自分は正社員だと思っている人でも、会社は日雇扱いとしており、厚生年金保険に加入させていない人が多数居た。」と供述している。

さらに、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録があるほかの複数の同僚は、「A社の年金手続はしっかりしている感じではなかった。」、「A社は、試用期間のような感じで、入社後しばらく厚生年金保険への加入を見合わせる等の措置はあったと思う。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、代表取締役を含む元取締役4人のうち、二人が死亡しており、他の二人は連絡先が不明であることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から同年10月1日まで

社会保険事務所にA社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和30年10月から同年12月5日まで加入しているとの回答であった。しかし、同年4月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚の一人から、申立人は被保険者記録として確認できる2か月より長く勤務していたとの供述が得られていることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和30年10月1日と記録されており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、上記同僚からは、申立人が入社した時期を特定できる供述は得られない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は平成21年1月20日に破産手続を開始しており、破産管財人からの聴取結果によれば、現在も破産手続中であり、同人が保管している同社の資料に申立期間当時のものは無いとの回答が得られている。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主からは、申立期間当時は在籍していなかったため当時の事情は分からないとの供述が得られている上、現在の取締役二人からは、時期は申立期間より後になるが、それぞれが入社した時期には現場で働く従業員には何か月かの試用期間があり、

勤務してすぐには厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立期間においても期間は分からないが試用期間があったのではないかとの供述が得られているところ、昭和 38 年から従業員として勤務を開始したと供述している上記取締役のうちの一人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 41 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることができないが、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚からは、「入社当初は臨時期間があったような気がする。」、「試用期間があったことをはっきり記憶している。会社には社員が継続して勤務できるかどうかを確認するための試用期間制度があり、試用期間の長さは人によって違っていた。」との供述が得られている上、勤務期間を記憶している同僚 4 人全員について、記憶している勤務期間より短い厚生年金保険の被保険者記録しか確認できないことから、当時、A 社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月から 31 年 10 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答があった。

A社には住み込みで働いており、社長から厚生年金保険に加入していると言われ、辞めるときに社長の奥さんから縁が緑色の証書を渡されたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の配偶者でA社を継承したB社の現在の取締役、及び申立人が名前を挙げた同社における被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、上記事業主の配偶者は、「A社を開業していた際には法人登記を行っておらず、厚生年金保険にも加入していなかった。B社を設立した際に法人登記を行い、厚生年金保険についても適用事業所の届出を行って、A社のときから働いていた者を含め、従業員全員をこのときから厚生年金保険に加入させた。」と供述しており、供述どおり、B社は昭和 40 年 2 月 2 日に法人登記が行われ、その直後の同年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿では、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち3人が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった当日に同社における被保険者資格を取得していることが確認でき、上記事業主の配偶者から同社設立前にA社を退職したとの供述が得られている残る一人については、被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から同年 8 月まで
(A協同組合)
② 昭和 51 年 9 月から 54 年 1 月まで
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A協同組合については昭和 44 年 9 月からの加入になっていたが、同年 2 月ごろから勤務していた。また、B社についても 54 年 1 月からの加入になっていたが、51 年 9 月ごろから勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A協同組合から、「人事記録によると、申立人は昭和 44 年 9 月 2 日に営業二課雇員、45 年 3 月 1 日に職員採用となっている。」との回答が得られているところ、社会保険事務所が保管する同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、44 年 9 月 1 日被保険者資格取得、48 年 6 月 1 日同喪失と記録されており、当該被保険者記録と同組合の人事記録はほぼ符合している上、同僚の供述からも、申立期間に係る勤務実態は確認できない。

また、申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できず、同記録が確認できる期間と申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は符合する。

さらに、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚の一人から、「A協同組合では、採用試験があり、正社員しか入社させていなかったのも、入社当時から社会保険には加入していたのではないか。」との供述が得ら

れており、同人が記憶する勤務期間と被保険者期間は符合する。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 52 年 6 月 1 日であり、申立期間②のうち、51 年 9 月から 52 年 5 月までの期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、54 年 1 月 9 日被保険者資格取得、同年 8 月 11 日同喪失と記録されており、同社が適用事業所となった 52 年 6 月 1 日以降の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間②における雇用保険被保険者記録は確認できず、同記録が確認できる期間と申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録はほぼ符合する。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主、事務担当者とも連絡が取れないことから、当時の事情を確認することができない上、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚からは、「申立人は1年も勤めていなかった。」、「会社には見習期間があつて、入社当初から厚生年金保険には加入させていなかったのではないか。」との供述が得られているほか、別の同僚二人は申立人を憶^{おぼ}えていない旨を供述している。

なお、申立人は、申立期間②中の昭和 52 年 7 月前後の時期に、国民年金の加入手続を行っている^{と認められ}、申立期間②において、同保険料の納付済期間が確認できるとともに、別の事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できる。

3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、私は、A社における社会保険加入が平成元年 7 月 1 日からとなっているが、実際の入社は昭和 63 年 2 月であり、会社の指示で、同年 4 月に防火管理者の資格も取得しており、同年 8 月にはB市に転勤したこともある。

申立期間②については、A社社長の指示で、C市にあるD社の事業主となっており、勤務していたことは間違いない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社への入社の際の経緯、仕事内容、会社の概要等についての記憶は鮮明である上、社会保険庁のオンライン記録により平成元年 7 月 1 日から 3 年 10 月 9 日までの期間において、申立人の同社における厚生年金保険加入記録は確認できることから、申立人が申立期間①についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 62 年 11 月 21 日に前職に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後に「厚生年金保険資格喪失」の理由により同年 12 月 11 日に国民年金被保険者資格を新規取得して同年 11 月から国民年金保険料の納付を開始していること、及びA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である平成元年

7月1日には、「厚生年金保険加入」により国民年金被保険者資格を喪失しており、当該国民年金加入期間の保険料は、すべて現年度納付されていることが確認できる上、当該国民年金加入期間と同期間の国民健康保険加入履歴も確認できることから、申立期間①において、申立人が厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

また、A社における申立人の雇用保険加入記録は、同社における厚生年金保険加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主及び同僚の供述は、連絡先不明により得られないことから、当時の厚生年金保険の適用状況が不明であり、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、D社の登記簿謄本によると、申立人は、平成5年9月1日に代表取締役として登記されており、社会保険庁の記録においても、同年10月8日に事業主変更手続が行われていることが確認できることから、申立人が申立期間②において同社の事業主として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となってから、適用事業所に該当しなくなるまでの間に被保険者となっているのは4人で、そのうち厚生年金保険被保険者であったことが確認できるのは前事業主夫婦のみであり、他の二人は健康保険のみの加入であったことが確認でき、その後、そのうち3人は申立人が事業主となった平成5年9月に資格喪失していること、及び最後に残った被保険者一人も健康保険のみの加入であることが確認できる。

また、D社は平成6年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の事業主名記載欄において、申立人の自筆による署名が確認できる上、添付されている調査書によると、社会保険事務所職員が、申立人との面談による事情聴取を実施するとともに、賃金台帳及び出勤簿を確認した上で、上記の健康保険のみ加入していた被保険者については勤務実態が無いとの理由から、被保険者資格喪失届及び健康保険厚生

年金保険適用事業所全喪届を受理した旨の記載が確認でき、その時点において、申立人は厚生年金保険被保険者として届け出られていなかったことがうかがえる。

ところで、年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（承継事業所は、B社C支店）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務した上司及び同僚として名前を挙げた者とともに、慰安旅行に参加したと供述しているが、当該上司及び同僚に係る厚生年金保険の資格取得日はすべて昭和 38 年 11 月 1 日となっており、申立人の供述とは一致しない上、B社C支店が、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答していること、及び申立人が当該事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人についての記憶はあるが、勤務した時期は昭和 39 年以降ではないか。」と供述しているほか、当時の上司及びその他の同僚等の連絡先が不明で供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が申立期間より後の昭和 41 年 4 月 28 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるものの、同名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 5 月から同年 6 月までの期間は新規適用以前の期間である。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 9 月 1 日まで

私は定時制高校に通学しながら、同じ高校の友人と一緒にA社で働いていた。友人が同社で働いていた期間は、厚生年金保険の加入期間になっているにもかかわらず、私が同社で働いていた期間は加入期間となっていないのか納得がいかないのか、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における仕事内容を鮮明に記憶しており、申立人が申立事業所における同僚として名前を挙げた者の供述、及び社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所における当該期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の法人登記簿により、同社は昭和 54 年 3 月に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚に照会した結果、「私は、昭和 28 年 3 月に中学校を卒業して当該事業所に入社し、29 年 4 月に定時制高校に入った。申立人は私が高校 2 年か 3 年の時に入社した。見習期間は半年か 1 年ほどあったように記憶している。」と供述しており、申立人は昭和 30 年 4 月以降に申立事業所に入社したと推認されるものの、事業主は、申立人が同年 4 月に入社し同年 9 月に退職するまでの期間については見習期間として申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年12月1日まで

昭和34年4月、A社B出張所に現場従業員として採用された。同年12月から35年4月までは降雪のために工事が中止となり、一時解雇される者もいたが、私は正社員ではなかったものの、越冬員の一員として残ったため、申立期間において継続して勤務していたことは間違いなく真実である。

給与明細書は無いが、申立期間当時の写真があるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した現場名入りの写真、及び申立人が厚生年金保険被保険者資格を有する元上司や同僚の名前を記憶していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA社B出張所に現場従業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号（昭和34年1月1日に資格取得から36年1月11日に資格取得まで）を調査したものの、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、A社C事務センターに申立人の雇用状況、厚生年金保険適用の有無等について照会したところ、「申立期間における申立人の在籍記録は無く、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付は行っていない。現場単位で雇用契約を行っており、社会保険加入の可否も現場で判断していたものと思われる。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者が複数回の資格取得及び喪失を繰り返している状況が認められ、申立人が一緒に働いていたとする同僚5人の厚生年金保険加入状況を見ると、同僚の二人は特定ができないものの、残る3人のうち、申立期間より前に当該事業所において被保険者資格を取得したことがある一人には申立期間においても被保険者記録があること、及び申立人同様、過去に当該事業所において被保険者資格を取得したことがない二人には申立期間において被保険者記録が無いことから、事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人や同僚が記憶していた元上司は、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者となっており、連絡が取れた事務員を含む複数の同僚は、「本社採用と現場採用では社会保険加入の取扱いが違っていた。」、「各班別に直轄方式で作業員を管理しており、いわゆる基幹要員は厚生年金保険への加入が認められたが、一般作業員は加入できなかった。」、「現場雇用については厚生年金保険への加入は無かった。雇入れと同時に加入していた人の方が少なかった。」と供述しており、上記の各事情を裏付けるものとなっている。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
昭和 39 年 3 月に高等学校を卒業後、A社に入社し、同年 7 月末まで勤務した記憶があり、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の寮に申立人と一緒に居住していた同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主等の連絡先は不明であり照会することができない上、連絡が取れた別の同僚 7 人からも厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 4 月 15 日と記録されている上、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

60 歳になり年金の裁定請求をした時に、社会保険事務所で脱退手当金が支給された記録があることを聞いた。脱退手当金という制度は、その時まで知らなかったし、社会保険事務所の場所も知らなかった。脱退手当金の請求手続をした記憶は無く、不思議に思っていたが、新聞で自分と同じような人がいることを知り、年金記録確認の申立てをすることとした。脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社B支社を辞めた後に脱退手当金をもらったことになっているが、もらった記憶は無い。子供が大きくなったら、再び働くつもりであったし、脱退手当金の制度については、3年ほど前に年金記録を調べてもらった時に初めて知った。脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、社会保険事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月から同年10月まで
(A社)
② 昭和29年10月から32年まで
(B社)

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、勤務したことのあるA社、及びB社（現在は、C社）に係る加入記録が無い旨の回答であった。

いずれの事業所も厚生年金保険に加入していないとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、類似の名称の事業所での確認を行ったところ、D社が厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認でき、申立人は社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）で確認できる親兄弟で勤務していた同僚を記憶していることから、申立人が申立期間①に勤務していたと供述する事業所は厚生年金保険の適用事業所であるD社であると推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、D社は昭和30年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっている記録は確認できるものの、申立期間には厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するD社に係る被保険者名簿で確認できる同僚は、昭和28年から当該事業所で勤務していたが、30年4月1日に厚生年

金保険に加入したと供述している。

- 2 申立期間②については、B社（現在は、C社）は、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が無く勤務期間の特定はできないが、申立人は在籍していたと回答していること、及び申立人は社長とその家族、同僚と写った写真を所持していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するC社に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該被保険者名簿によれば、申立期間における健康保険の整理番号が払い出されている被保険者は二人だけで、当該被保険者の資格取得日は昭和29年7月1日と32年10月1日であり、この間に3年3か月の期間があることが確認できるが、申立人は申立期間に数人入社したと供述していること、写真に写っている同僚の記録は確認できないこと、及びC社は、「当時は資金繰りが厳しい状況であったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続をしなかった可能性は否定できない。」と回答していることから、同社が、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。